

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年葉山町条例第8号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例(平成26年葉山町条例第18号)の一部を
次のように改正する。

(別紙)

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)の改正に伴い、所要の
改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

(葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年葉山町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年葉山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

神奈川県内では、国家戦略特別区域として国家戦略特別区域限定保育士事業が認められているところ、国家戦略特別区域限定保育士を規定する法第 12 条の 4 第 2 項が、第 12 条の 5 第 2 項と改められたため、当該規定を引用している条例の規定を改正することとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

【第1条】葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町が行う研修(町が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町が行う研修(町が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

【第2条】放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者</p> <p>(2)~(9) (略)</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者</p> <p>(2)~(9) (略)</p> <p>4、5 (略)</p>